

## 規 則

知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第六十号

知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則等の一部を改正する規則

(知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則の一部改正)

第一条 知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則(平成元年

埼玉県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

様式第二十六号を次のように改める。

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名 氏 名	写 真
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
  - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
  - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
  - 4 第2面については、記載する法令の条項の数に応じて行を適宜追加することとし、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
  - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。
  - 6 この証明書は、関係する法令の規定を踏まえ、記載内容等を調整することができる。

(養鶏振興法施行細則の一部改正)

第二条 養鶏振興法施行細則(昭和三十五年埼玉県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

様式第二号を次のように改める。

様式第2号（第2条関係）

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名 氏 名	写 真
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
  - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
  - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
  - 4 第2面については、記載する法令の条項の数に応じて行を適宜追加することとし、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
  - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。
  - 6 この証明書は、関係する法令の規定を踏まえ、記載内容等を調整することができる。

(埼玉県財務規則の一部改正)

第三条 埼玉県財務規則(昭和三十九年埼玉県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

様式第三百三十九号を次のように改める。

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名 氏 名	写 真
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
  - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
  - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
  - 4 第2面については、記載する法令の条項の数に応じて行を適宜追加することとし、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
  - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。
  - 6 この証明書は、関係する法令の規定を踏まえ、記載内容等を調整することができる。

(埼玉県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第四条 埼玉県立自然公園条例施行規則(昭和四十九年埼玉県規則第三十一号)の

一部を次のように改正する。

様式第四号を次のように改める。

様式第4号（第24条関係）

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名 氏 名	写 真
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
  - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
  - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
  - 4 第2面については、記載する法令の条項の数に応じて行を適宜追加することとし、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
  - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。
  - 6 この証明書は、関係する法令の規定を踏まえ、記載内容等を調整することができる。

(埼玉県土採取条例施行規則の一部改正)

第五条 埼玉県土採取条例施行規則(昭和四十九年埼玉県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

様式第七号を次のように改める。

様式第7号（第9条関係）

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名 氏 名	写 真
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
  - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
  - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
  - 4 第2面については、記載する法令の条項の数に応じて行を適宜追加することとし、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
  - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。
  - 6 この証明書は、関係する法令の規定を踏まえ、記載内容等を調整することができる。

（埼玉県自然環境保全条例施行規則の一部改正）

第六条 埼玉県自然環境保全条例施行規則（昭和四十九年埼玉県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

様式第八号を次のように改める。

様式第8号（第25条関係）

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名 氏 名	写 真
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
  - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
  - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
  - 4 第2面については、記載する法令の条項の数に応じて行を適宜追加することとし、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
  - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。
  - 6 この証明書は、関係する法令の規定を踏まえ、記載内容等を調整することができる。

(埼玉県屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第七条 埼玉県屋外広告物条例施行規則(昭和五十年埼玉県規則第五十三号)の  
一部を次のように改正する。

第二十二条中「様式第二十四号」を「様式第七号」に改める。

様式第七号を次のように改める。

様式第7号（第12条、第22条関係）

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名 氏 名	写 真
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
  - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
  - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。
  - 4 第2面については、記載する法令の条項の数に応じて行を適宜追加することとし、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
  - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。
  - 6 この証明書は、関係する法令の規定を踏まえ、記載内容等を調整することができる。

様式第二十四号を削る。

(ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例施行規則の一部改正)

第八条 ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例施行規則(昭和五十四年埼玉県規則第七十二号)の一部を次のように改正する。

様式第二号を次のように改める。

様式第2号（第15条関係）

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名 氏 名	写 真
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
  - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
  - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
  - 4 第2面については、記載する法令の条項の数に応じて行を適宜追加することとし、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
  - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。
  - 6 この証明書は、関係する法令の規定を踏まえ、記載内容等を調整することができる。

(埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部改正)

第九条 埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則(昭和六十年埼玉県規則第九十五号)の一部を次のように改正する。

様式第十二号を次のように改める。

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名 氏 名	写 真
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
  - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
  - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
  - 4 第2面については、記載する法令の条項の数に応じて行を適宜追加することとし、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
  - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。
  - 6 この証明書は、関係する法令の規定を踏まえ、記載内容等を調整することができる。

(埼玉県環境影響評価条例施行規則の一部改正)

第十条 埼玉県環境影響評価条例施行規則(平成七年埼玉県規則第九十八号)の  
一部を次のように改正する。

様式第十六号を次のように改める。

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名 氏 名	写 真
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
  - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
  - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
  - 4 第2面については、記載する法令の条項の数に応じて行を適宜追加することとし、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
  - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。
  - 6 この証明書は、関係する法令の規定を踏まえ、記載内容等を調整することができる。

(埼玉県解体工事業者の登録等に関する規則の一部改正)

第十一条 埼玉県解体工事業者の登録等に関する規則(平成十三年埼玉県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

様式第三号を次のように改める。

様式第3号（第4条関係）

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名 氏 名	写 真
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
  - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
  - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
  - 4 第2面については、記載する法令の条項の数に応じて行を適宜追加することとし、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
  - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。
  - 6 この証明書は、関係する法令の規定を踏まえ、記載内容等を調整することができる。

（埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部改正）

第十二条 埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成十三年埼玉県規則第百号）の  
一部を次のように改正する。

様式第五十五号を次のように改める。

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名	写 真
氏 名	
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
  - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
  - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
  - 4 第2面については、記載する法令の条項の数に応じて行を適宜追加することとし、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
  - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。
  - 6 この証明書は、関係する法令の規定を踏まえ、記載内容等を調整することができる。

(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部改正)

第十三条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則(平成十四年埼玉県規則第八十号)の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第3条関係）

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名 氏 名	写 真
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
  - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
  - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
  - 4 第2面については、記載する法令の条項の数に応じて行を適宜追加することとし、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
  - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。
  - 6 この証明書は、関係する法令の規定を踏まえ、記載内容等を調整することができる。

(埼玉県景観規則の一部改正)

第十四条 埼玉県景観規則(平成十九年埼玉県規則第九十号)の一部を次のように改正する。

様式第十号を次のように改める。

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名 氏 名	写 真
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
  - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
  - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
  - 4 第2面については、記載する法令の条項の数に応じて行を適宜追加することとし、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
  - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。
  - 6 この証明書は、関係する法令の規定を踏まえ、記載内容等を調整することができる。

(埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部改正)

第十五条 埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則(平成二十一年埼玉県規則第十

九号)の一部を次のように改正する。

様式第十四号を次のように改める。

様式第14号（第30条関係）

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名 氏 名	写 真
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
  - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
  - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
  - 4 第2面については、記載する法令の条項の数に応じて行を適宜追加することとし、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
  - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。
  - 6 この証明書は、関係する法令の規定を踏まえ、記載内容等を調整することができる。

(埼玉県水源地域保全条例施行規則の一部改正)

第十六条 埼玉県水源地域保全条例施行規則(平成二十四年埼玉県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

様式第二号を次のように改める。

様式第2号（第7条関係）

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名 氏 名	写 真
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
  - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
  - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
  - 4 第2面については、記載する法令の条項の数に応じて行を適宜追加することとし、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
  - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。
  - 6 この証明書は、関係する法令の規定を踏まえ、記載内容等を調整することができる。

(畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則の一部改正)

第十七条 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則(令和四年埼玉県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

様式第四号を次のように改める。

様式第4号（第5条関係）

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名 氏 名	写 真
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
  - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
  - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
  - 4 第2面については、記載する法令の条項の数に応じて行を適宜追加することとし、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
  - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。
  - 6 この証明書は、関係する法令の規定を踏まえ、記載内容等を調整することができる。

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による証明書は、この規則による改正後の当該それぞれの規則に定める様式による証明書とみなす。